

社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会  
地区社協活動費交付要綱

制 定 平成30年4月1日  
一部改正 令和 4年4月1日

(目的)

第1条 横浜市社会福祉協議会（以下「市社協」という）は、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という）が地域住民の社会福祉に対する関心と理解を深め、住民の協力を得て自発的な活動を行い、地域福祉・在宅福祉の向上を図るために本要綱の定めるところにより補助金を交付する。

(交付対象)

第2条 地区社協に交付する活動費は、次に掲げる活動内容を対象とする。  
身近な地域の支えあい活動に関するもの（事業に係る費用）

- (1) 見守り
- (2) 居場所・交流の場
- (3) 支えあい・生活支援

(補助金)

第3条 活動費については、第2条に定める対象事業に対し、原則5万円の補助金を交付する。  
2 当該年度の10月1日以降に設立された地区社協に対しては、第1項に定める金額の2分の1を交付する。

(申請及び交付)

第4条 市社協会長は、活動費交付申請書（様式1-1～3）を区社会福祉協議会（以下「区社協」という）会長を通じて地区社協へ配布する。  
2 活動費を受けようとする地区社協会長は、前項の関係書類を新年度開始後速やかに区社協会長に提出し、区社協会長が取りまとめ、市社協会長へ提出するものとする。  
3 市社協会長は、前項の関係書類を受理した後、その内容について適当と認めたときは、活動費の交付を決定し、その旨を区社協会長へ通知し、区社協会長は地区社協会長に通知する。  
4 通知を受理した地区社協会長は、活動費の交付を受けようとする場合は、活動費交付請求書を速やかに区社協会長へ提出する。区社協会長は区内全地区を取りまとめた上、請求書を作成し市社協会長へ提出する。  
5 市社協会長は、前項の請求があったときは、速やかに区社協会長あてに活動費を交付する。区社協会長は地区社協会長に活動費を交付するものとする。

(報告)

第5条 地区社協会長は、年度終了後速やかに活動費精算書（様式2-1～3）を区社協会長に提出しなければならない。  
2 区社協会長は、前号の関係書類を受理した後、市社協会長へ提出しなければならない。

(返還命令)

第6条 活動費の交付を受けた地区社協会長が、明らかに適当でない執行をしたと認められるときは、市社協会長は活動費の一部もしくは全部の返還を区社協会長を通じて地区社協会長に命ずることがある。

(委任)

第7条 本要綱に定めるものの他必要な事項については別に市社協会長が定める。

附 則 この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

附 則 この要綱は、令和 4年4月1日より施行する。